

知的財産判例セミナー

知的財産にご関心がある方ならどなたでも参加できます

第43回

商標法32条（先使用权）に定める 「需要者の間に広く認識されている」について — 大阪地裁令和5年11月30日判決（久宝殿事件）を題材に —

— 内容 —

商標法第32条1項（先使用による商標の使用をする権利）の「需要者の間に広く認識されている」と第4条1項10号（商標登録を受けることができない商標）の「需要者の間に広く認識されている」それぞれの意味及びそれぞれの範囲の判断の仕方を、大阪地裁令和5年11月30日判決（久宝殿事件）を題材に検討します。



2025年

6月23日(月)
16:20 ~ 17:50

～ オンライン開催 ～

講師 山口大学 国際総合科学部 教授 足立 勝 氏

〈講師略歴〉 日本コカ・コーラ社ディレクター&シニアリーガルカウンセラー、アストラゼネカ社執行役員・法務部長を経て、2022年4月に追手門学院大学教授・山口大学客員教授に着任。2025年4月より現職。

早稲田大学知的財産法制研究所招聘研究員、日本弁理士会中央知的財産研究所研究員、日本商標協会副会長・理事、発明推進協会知的財産研修・経営課程講師などを務める。ニューヨーク州弁護士

最近の論稿として、「品質等誤認惹起表示の救済について」日本弁理士会中央知財研報告書、「医療用医薬品における不正競争防止法2条1項1号の適用について」高林龍教授古稀記念論文集『知的財産法学の新たな地平』（日本評論社）、「周知・著名商標に対するアンブッシュ・マーケティング」日本弁理士会中央知財研報告書、『アンブッシュ・マーケティング規制法』（創耕舎）など。 <https://researchmap.jp/masaru-law-adachi>

お問合せ・お申込み

下記よりお申込みください。

<https://forms.gle/ud2b4CQspuqQkU7cA>

山口大学 大学研究推進機構 知的財産センター

〒755-8611 山口県宇部市常盤台2-16-1

TEL : 0836-85-9942 E-mail : ip_fdsd@yamaguchi-u.ac.jp HP : <http://kenkyu.yamaguchi-u.ac.jp/>

